

2019 年 4 月発行

もだま通信 No. 51



もだま理事 崎山 美智子
(公益法人 手をつなぐ育成会)

『制度の問題点と向き合えば・・・』

昨年の春、成年後見制度の欠格条項の見直しを含む法律案が国会に議案提出されましたが、他の諸問題等の影響により法案は成立できず、改めて早期成立を望む声が高まっています。

成年後見制度を利用した人（被後見人）が、様々な資格や許可が取得できなかつたり特定の職種や役職に就けなかつたりする問題が、欠格条項問題です。実際に、被後見人になった人が失職したケースが数多く発生し、国や市を提訴する事態となっています。たとえば自治体職員の身分を定める地方公務員法では、被後見人と被保佐人を欠格事由の対象にしています。つまり自治体に雇われていた知的障害のある人が成年後見制度を利用して後見または保佐の類型になると職を失うことになるのです。今、国は知的障害のある人の社会参加や一般就労を進めていくための各施策を打ち出していますが、本来知的障害のある人の生活を支えるべき成年後見制度が、欠格事項があることによって逆に知的障害のある人の社会参加や雇用を妨げることになっているのです。こうした現状を変えるためにも、早期に欠格条項が撤廃されることが望まれます。

知的障害者の成年後見制度の利用が進まない一つの理由として保護者の意識の低さがあります。確かに今の制度には欠格条項等の課題があり被後見人にとって第三者後見人を選任された場合に発生する利用料の負担を考えると保護者としては、積極的な制度利用とはいかない事は同じ親の立場として理解はできます。でも、いつかは支援者としての親は卒業しなければならない時が来ます。せめて、その時の手前で慌てるのではなく、成年後見制度を研鑽し、メリット・デメリットを理解した上で、手続きに入られる事を希望いたします。

成年後見センター「もだま」では、一連の手続きの支援をサポートするのも重要な役割だと考えます。まずはお気軽にご相談頂き、センターをご利用いただければ一步の前進になり、将来への見通しが明るくなるのではと思います。



第10回全国権利擁護支援ネットワーク全国フォーラム

2/8(土)～9(日) 福岡県久留米シティホテル

1日目は、「権利擁護支援と地域連携ネットワークの在り方を問う」と題したパネルディスカッションがあり、まず厚労省から国の計画の概要や中核機関設置に向けた体制整備などのお話がありました。その後、実際に国の計画よりも先んじて法人後見受任や市民後見人育成事業、成年後見制度利用支援などの事業を展開されている高知市社会福祉協議会や、尾張東部成年後見センターのお話がありました。

高知市社協では、保証人問題や死後事務手続きのニーズが高まっていることを受け、多額の財産を所有していない方でも安心して将来の準備ができるよう「これから安心サポート事業」を展開されていました。尾張東部成年後見センターでは、「被後見人の本人調査」「病院調査」などのニーズ調査にも力を注いでおられ、ニーズ調査が新たなネットワークを形成することにつながると評価されていました。ただ、ネットワークづくりにはばかり力を注ぐことは「意思決定支援」がおざなりになる危険性もはらんでおり、後見制度ありきのネットワークに偏らないよう注意することが大切との意見にはその通りだと思いました。

《パネリスト》

厚労省成年後見制度利用促進室：藤野さん

尾張東部成年後見センター：住田さん

高知市社会福祉協議会：中島さん

コメンティーター ASねっと：佐藤さん

コーディネーター 日本福祉大学 平野さん

2日目は「権利擁護としての意思決定支援」をテーマにしたパネルディスカッションでした。「意思決定

《パネリスト》

ASねっと：竹内さん

京都ノートルダム女子大：小西さん

鶴ヶ島社会福祉協議会：菊本さん

コメンティーター 新潟大：上山さん

コーディネーター ASねっと：上田さん

ゲスト：韓国 仁荷大 朴さん

支援の意思誘導的要素」の話では、本人の生命・身体・財産の損失につながる自己決定には時としてパターンリズムな誘導や介入が必要になることがあり、また一切の誘導を排除することは不可能ではないか、との話でした。自己決定の範囲が広いことはもちろん本人の自己決定の範囲も広がるのだが、それが逆に本人の負担になったり自己決定の強制にもつながるのではないだろうか、といったとても考えさせられる内容でした。

そして、成年後見利用促進法の目指すところは、地域づくりと権利擁護支援の推進であり、単に、成年後見制度だけを推進する

ものではないということ学びました。

今回の研修は、両日とも興味深い内容で考えさせられることや日頃の仕事を振り返るいい機会となりました。

また、懇親会では全国の多くの関係する方々の参加があり、色々な地域の様々な活動についてお話を聞き、交流ができたことはとても勉強になりました。

今回の研修で学んだことを、これからの活動に活かしていければと思っています。



《4市成年後見制度利用促進受託事業》

成年後見制度講演会を開催しました

《2/6(水)栗東さくら》



《もっと身近に・知って安心『成年後見制度』～誰もが安心して地域で暮らしていくため～》と題し、県社会福祉士会の中川会長から成年後見制度の内容や理念、そして家裁への申立や必要な手続など制度全般の説明と、平成28年に施行された成年後見制度利用促進法に明記された基本計画のポイントと、地域で支援する地域連携ネットワークのしくみなどについてのお話をお聞きしました。お話の所々に、ご自身が後見人として経験された事例などを紹介していただき、参加者から具体例を聞くことで制度への理解が深まったとの感想が寄せられました。

大切な事として、障害者権利条約の「保護の客体」から「人権の主体」へという基本理念と合わせ「後見人は、可能な限り本人自身による自己決定を支援しなければならない」とのお話がありました。

☆《講演会参加者からのアンケートにお答えします》

実際に成年後見人に選任された場合の具体的な役割について詳しく知りたい。

→後見人に選任されるとまず初めにご本人の財産状況を調査し、財産目録を作成したり、日々の収支状況を把握して収支予定表を作成します。その後は、金銭出納帳をつけたり領収書を保管する等して財産の管理を行います。また、年に1回、裁判所に対して後見事務の内容を報告書にまとめて提出することが必要です。その為には定期的に本人と面会して心身の状態について確認しておく事も大切です。成年後見制度の基本理念の1つに「自己決定の尊重」があり、後見人は常に本人の意思を確認しながら、出来る限り本人の意思に基づいた決定ができるように支援する事が求められています。

後見人に不満がある場合、どうしたら良いですか？変更してもらえますか？
また、報酬が支払えなくなった場合はどうしたら良いですか？

→不満の内容にもよりますが、後見人の役割である財産管理や身上監護が適切になされていない等の場合、まずは成年後見人と話し合ってください、それぞれの役割を確認いただくと良いのではないのでしょうか。それでも改善されない時には、成年後見人に不正な行為や著しい不行跡がある場合、親族であれば家庭裁判所に成年後見人の解任の申立を行う事も出来ます。親族以外、例えばサービス事業所職員や行政職員等は解任申立を行う事はできませんが、いずれにしてもまずは家庭裁判所にご相談下さい。

また成年後見人の報酬については、家庭裁判所が本人の預貯金や収入に応じて決める事になっていますが、それでも本人の預金額が少なくなり後見報酬の支払いが難しくなった場合は、お住まいの市町によっては報酬の助成制度を設けている場合がありますので、詳しくはお住まいの地域の役所にご確認ください。

後見活動日誌



後見人として活動していると、本人の意思と本人保護の間で悩むことが多くあります。

以前関わりのあった80代男性の被後見人の方は在宅で独居生活を送られていましたが、アルツハイマー型認知症と糖尿病を患い、薬を半分くらい飲み忘れていたり、外出した後に家がわからず帰ってこられない事がある等、ケアマネやヘルパーから在宅生活は限界ではないか、という話がありました。しかし本人はずっと施設入所を拒否されていました。理由は「若い頃に家を出たまま行方不明の娘が帰ってくるかもしれない。その時自分が家にいないと娘が困る。」という事でした。

本人保護の為に施設入所してもらおうという選択もありましたが、本人の最後まで自宅で過ごしたい、という強い意思もあり他の支援者とも話し合っただけで最後まで在宅生活を続けてもらいました。支援者の理解や協力のもと、本人の「ありのままの生き方」を貫いてもらえたのかな、と考えています。

2019年度 出張相談会のご案内

<野洲会場>

日時:7月2日(火)

13:30~16:00

会場:野洲市役所
本館1階 相談室

<栗東会場>

日時:8月6日(火)

13:30~16:00

会場:栗東市役所
2階 第2会議室

<守山会場>

日時:9月9日(月)

13:30~16:00

会場:すこやかセンター
3階 講習室

☆今年度も上記のとおり実施いたします。

お住まいの場所に関係なく、お気軽にご相談ください。(予約不要です)

第12回 通常総会のご案内

日時 ・ 2019年5月19日(日)

13:00~14:00

場所 ・ 栗東ウィングプラザ 4階研修室

栗東市縹2丁目4番5号(JR栗東駅前 徒歩2分)



「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。
個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちしております。

会員募集

●正会員年会費●

個人1口 3,000円

団体1口 10,000円

●賛助会員年会費●

個人1口 2,000円

団体1口 5,000円

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。

TEL : 077-598-0246

FAX : 077-598-0888

E-mail : modama.npo@triton.ocn.ne.jp